

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【課税範囲】 1 個人事業者（消費税の課税事業者）が、副業として月額10万円で店舗一戸の賃貸も行っている場合、この貸店舗の賃貸料は消費税の課税の対象とならないとした。 2 不動産賃貸業者（消費税の課税事業者）が、たまたま自己の趣味に関する講演を依頼され講演料を受領した場合でも、既に消費税の課税事業者であることから、この講演料を消費税の課税の対象とした。 3 個人事業者（消費税の課税事業者）が、家事用資産を売却した場合、事業者が行ったものとして、消費税の課税の対象になるとした。 4 建物の賃貸借契約の締結に当たって受領する保証金や敷金などのうち、契約の終了に伴って返還するとされているものを、消費税の課税の対象になるとした。	1 消費税は、国内において事業者が「事業」として対価を得て行う資産の譲渡等を課税の対象としており、この場合の「事業」とは、所得税法上の所得区分にかかわらず、「同種の行為を、反復、継続かつ独立して遂行すること」をいい、規模を問わないのが基本的な考え方である。 よって、建物の賃貸を反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められる場合には、その規模の大小にかかわらず、「事業」として行われる資産の譲渡等の対価として消費税の課税の対象となる（消法2①八、4①、消基通5-1-1）。 2 消費税の課税対象となる資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等（いわゆる付随行為）を含むとされているが、事例の場合の講演は不動産賃貸業とは無関係であるから、「その性質上事業に付随」する資産の譲渡等には当たらない。 よって、講演活動が反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められない場合には、「事業」として対価を得て行われる資産の譲渡等に該当せず消費税の課税の対象とはならない（消法2①八、4①、消令2③、消基通5-1-1、5-1-7）。 3 家事用資産の売却については、たとえ事業者が行ったものであっても、「事業として行われる資産の譲渡等」に該当しないことから、課税の対象とはならない（消基通5-1-1（注）1）。 4 賃貸借契約に当たって受領する保証金、権利金、敷金又は更改料のうち、後日に返還しないものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、賃貸借の終了時等に返還するものは、一種の預り金であり資産の譲渡等の対価に該当しない（消基通5-4-3）。 なお、期間の経過又は契約の終了により返還しないこととなる部分の金額がある場合には、返還されないことが確定した課税期間において資産の譲渡等

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
5 賃貸マンションの売買の際に、売買当事者間の合意に基づき固定資産税・都市計画税の未経過分を買主が分担することとなったが、地方公共団体に対して納付すべき固定資産税等の預り金（不課税扱い）として課税標準に含めなかった。★ 6 国民健康保険料の滞納等で保険証の交付を受けられない者が、いわゆる資格証明書により診察を受けた場合においては、診察料の全額を自己負担しなければならないことから、自由診療収入として課税売上げとした。 7 認可外保育施設が行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、消費税の課税の対象になるとした。 8 取引先の借金の保証を行っていた事業所得者が、取引先の倒産によりその保証債務の履行を求められ、やむなく自分の工場を売却して債務の履行を行ったが、この場合、保証債務の履行のための譲渡であるから、消費税は課税されないとした。	の対価となる（消基通9－1－23）。 5 不動産売買契約における公租公課の分担金（未経過固定資産税等）は、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡対価の一部を構成するものであるから、固定資産税・都市計画税の未経過分を含めた譲渡価額のうち、建物部分が課税の対象となる（消法2①八、28①、消基通10－1－6）。 6 保険証の交付を受けられない者が資格証明書により自己の費用負担で受ける診察であっても、当該診療は国民健康保険法の規定に基づく診察（社会保険診療報酬）となるため非課税となる（消法別表1六イ、消基通6－6－1(1)）。 7 平成17年厚生労働省告示第128号に規定する基準を満たし、各都道府県知事等からその基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設が、上記証明書の交付を受けた日以降に行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、非課税となる（消法別表2七ハ、消令14の3一、消基通6－7－7の2(1)）。 8 消費税が課される「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」には、その性質上事業活動に付随して行われる取引も含まれる。 事業の用に供している建物の売却は、付随行為に該当し、資産の譲渡はその原因を問わないのであるから、たとえ他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡であっても、課税の対象となる（消法2①八、消令2③、消基通5－1－7(3)、消基通5－2－2）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9 賃貸ビルの売却に伴い、入居者が貸主から受領した賃貸借契約の解除に伴う立退料を課税標準に含めていた。 なお、本件の立退料は、いわゆる借家権の譲渡の対価に該当しない。	9 建物等の賃借人が賃貸借の目的とされている建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料は、賃貸借の権利が消滅することに対する補償、営業上の損失又は移転等に要する実費補償などに伴い授受されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない。 なお、借家権の譲渡対価である立退料は、売買目的となる権利の譲渡対価であり、課税の対象となる（消基通5-2-7）。
10 車両燃料の軽油をガソリンスタンドから購入した際、ガソリンスタンドからの請求書では、軽油代とは別に軽油引取税が記載されているにもかかわらず、当該軽油引取税を含む全額について、課税仕入れの対象になるとした。	10 軽油引取税については、不課税取引であることから軽油の購入者は軽油引取税を課税仕入れとすることはできない。 ただし、ガソリンスタンドからの請求書等に、軽油代と軽油引取税が明確に区分して記載されていない場合は、全額が軽油の購入者の課税仕入れの対象となる（消基通10-1-11）。
【非課税取引】	
11 1月に満たない短期間において更地を貸し付けた場合、土地の貸付けであるとして非課税とした。	11 土地の譲渡及び貸付けについては非課税とされているが、契約による土地の貸付けに係る期間が1月に満たない場合には、課税の対象となる（消法6①、消令8、消法別表2一、消基通6-1-4）。
12 貸店舗の賃料を地代と家賃に区分する契約を行っていた場合、土地部分は非課税であるとした。★	12 建物その他の施設の貸付け等に伴って土地を使用させる場合において、建物の貸付け等に係る対価と土地の貸付けに係る対価を区分しているときであっても、その貸付けは建物等の貸付けであって、建物の貸付け等に係る対価を便宜的に区分しているにすぎないと認められることから、その全体の賃貸料が資産の貸付けの対価として課税の対象となる（消法6①、消令8、消基通6-1-5（注）2）。
13 集合住宅とその敷地内にある駐車場の賃貸契約において、契約書に家賃と駐車場使用料を区分しないで賃貸料が記載されている場合は、全て駐車場付き住宅の貸付けとして非課税になるとした。	13 集合住宅の賃貸において、1戸当たり1台以上の駐車スペースが確保されており、かつ、車の保有の有無にかかわらず割り当てがある場合で、駐車場料金を家賃と区別して収受していない場合に限り、その全体が住宅の貸付けとして非課税とされる（消

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
14 住宅用として貸し付けている建物の譲渡は、非課税になるとした。 15 建物の用途を住宅として賃貸借契約している場合、後日、賃借人が賃貸人に無断で事業所として使用した場合、当該建物の賃借料は賃借人の課税仕入れに該当するとした。★ 16 建物を賃貸する際、居住用として賃貸すれば非課税であるが、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合、居住の用に供することが明らかではないため、課税となるとした。 17 土地の譲渡及び貸付けは非課税であることから、これらに伴い収受する仲介手数料についても非課税とした。	法6①、消基通6-13-3）。 14 住宅の貸付けが非課税とされるのであり、譲渡については課税の対象となる（消法別表2十三）。 15 消費税法において住宅の貸付けが非課税となるのは、契約において人の居住の用に使用することが明らかにされている場合に限られるため、その契約を変更しない限り当初の契約により非課税となる（消法6①、同法別表2十三、消基通6-13-8（注））。 したがって、契約変更を行っていない場合には、賃借人が事業の用に供したとしても、当該建物の借受けは、賃借人の課税仕入れに該当せず、当該賃借料を仕入税額控除の対象とすることはできない（消法2①十二かっこ書、30①）。 なお、令和2年4月1日以後に行われる建物の貸付けについては、No.16の事例を参照する。 16 令和2年4月1日以後に行われる建物の貸付けについて、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合については、非課税となる（消法別表2十三、令2改消法附則46）。 なお、貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかな場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合をいう（消基通6-13-11(1)）。 17 土地の譲渡又は貸付け等に関連する取引であっても、これらに係る仲介手数料は、売買等のあつせんという役務の提供の対価となるので、消費税の課税の対象となる（消法6①、消基通6-1-6）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
18 購入していた郵便切手や印紙を、金券ショップに売却した場合、その代金を非課税とした。 19 酒類小売店において、ビール券と引き換えにビールを販売した場合、物品切手の譲渡に当たるとして、非課税とした。	18 郵便切手や印紙が非課税となるのは、郵便局や印紙売りさばき所など一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手や印紙の譲渡については、消費税の課税の対象となる（消法別表2四イ、消基通6-4-1）。 19 物品切手と引き換えに物品を販売したのであるから、販売した時に課税資産の譲渡等を行ったことになる（消法別表2四ハ、消令11、消基通9-1-22）。
【参考】ビール券の取扱い（売買形式により取引をする場合） <pre>graph LR; A[発行者] -- "① ビール券販売" --> B[卸売店]; B -- "② ビール券販売" --> C[小売店]; C -- "③ ビール券販売" --> D[消費者]; D -- "④ ビール券引換え" --> C; C -- "⑤ ビール券引渡し (代金請求)" --> B; B -- "⑥ ビール券引渡し (代金請求)" --> A;</pre> ① 発行者から卸売店への販売 物品切手等の発行は、物品の給付、役務の提供という給付請求権の原始的設定であり、物品切手等の譲渡には該当しない。 したがって、発行者が卸売店に対してビール券を引渡し、代金を受領する行為は消費税の課税対象外(不課税取引)となる（消基通6-4-5）。 ② 卸売店から小売店への販売 物品切手等の譲渡に該当し、非課税となる（消法別表第二第四号ハ）。 ③ 小売店から消費者への販売 ②と同様の取扱いとなる。 ④ 小売店における引換え ビール券と引換えにビールを引渡す取引は、課税資産の譲渡に該当し、課税売上げとなる。 ⑤ 小売店から卸売店への引渡し ビールと引換えられたビール券は、その引換えにより物品切手等ではなくなり、代金決済のための証拠書類となる。 したがって、引換え済みのビール券の引渡しは資産の譲渡等には該当せず、消費税の課税対象とはならない。この場合、支払を受ける金額から引換えに給付したビールの価額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。 ⑥ 卸売店から発行者への引渡し ⑤と同様の取扱いとなる。この場合、支払を受ける金額から引換え済みのビール券の引渡しを受けて支払う金額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。	
20 営業所として使用していた土地及び建物を第三者へ一括譲渡した場合において、売買契約書上、土地部分と建物部分の対価が区分されておらず、消費税額の明示もなかったため、譲渡代金全額を非課税とした。	20 土地とその上に存する建物を一括して譲渡した場合には、譲渡代金を土地と建物部分に合理的に区分した上で、土地部分は非課税、建物部分は課税となる（消基通10-1-5）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
21 ゴルフ会員権の譲渡を有価証券の譲渡として、非課税とした。	21 消法別表1二《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、貨物引換証、倉庫証券又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれない（消基通6-2-2）。
22 ビットコインの譲渡を課税としていた。★	22 ビットコインは、資金決済に関する法律2⑭《定義》に規定する暗号資産に該当するため、ビットコインの譲渡は非課税となる（消令9④）。 なお、平成29年6月以前において行った仮想通貨（暗号資産）の譲渡は消費税の課税対象となる。
【納税義務者】	
23 日本国内に住所又は居所を有しない非居住者が、日本国内において商品を販売するような場合は、消費税の納税義務はないとした。	23 国内における課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある「事業者」とは個人事業者及び法人をいい、国内において課税資産の譲渡等を行う限り、非居住者についても消費税の納税義務はある（消法4①、5①、消基通5-1-11）。
24 非居住者である外国人プロ野球選手は、消費税の申告の必要があるとした。	24 平成28年4月1日以後に国外事業者（外国人プロ野球選手）が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供については、「特定役務の提供」と位置付けられており、当該特定役務の提供を受けた国内事業者（プロ野球球団）が「特定課税仕入れ」として、「リバースチャージ方式」により申告・納税を行うこととなる（消法2①八の二・八の五、4①、5①、消令2の2）。
25 令和X3年分の納税義務の判定に当たって、基準期間が免税事業者であり、かつ、その基準期間の売上高が1,085万円（自令和X1年1月1日至令和X1年9月30日の売上高810万円、自令和X1年10月1日至令和X1年12月31日の売上高275万円）であった場合、税抜き計算をすれば課税売上高が1,000万円以下となることから、納税義務は免除されるとした。★	25 基準期間が免税事業者であった場合には、消費税等を納める義務を免除されていたのであるから、その課税売上高には消費税等は含まれていないため、税抜きにすることはできず、基準期間における課税売上高は、課税資産の譲渡等に伴って収受し又は収受すべき金額の全額（1,085万円）となるから、納税義務があることとなる（消基通1-4-5、最高裁平17.2.1判決）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
26 課税売上高が 1,000万円以下の課税期間は、基準期間の課税売上高が 1,000万円を超える場合であっても、確定申告をする必要がないとした。	26 基準期間の課税売上高が 1,000万円を超える場合には、たとえ課税売上高が 1,000万円以下の課税期間であっても納税義務は免除されない(消基通 1-4-1)。 ただし、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するもの及び免税となるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付税額がない課税期間については、確定申告をする必要がない（消法45①ただし書、消基通 1-4-1（注））。
27 事業者が廃業して1年経過後に、新たな事業を開始した場合において、新規事業に係る基準期間における課税売上げがないことから免税事業者であるとした。	27 個人事業者における基準期間とは、その前々年をいうものとされており、新設法人とは異なり、基準期間は必ず存在するものである（消法2①十四）。 したがって、個人事業者の納税義務は、事業の継続性や事業内容の変更の有無に関係なく、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているか否かで判断することとなる（消法9①）。
28 令和X年3月に個人事業者Aが死亡したため、Aの相続人である個人事業者BがAの事業を承継したが、A（被相続人）の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているにもかかわらず、B（相続人）自身の基準期間の課税売上高が1,000万円以下であったことから、納税義務はないと判断した。	28 自己が事業者でない者又は免税事業者である相続人の場合、相続があった年の納税義務は、被相続人の基準期間における課税売上高により判定する（消法10①、消基通 1-5-4(1)）。 なお、その翌年又は翌々年については、相続人と被相続人の課税売上高の合計が1,000万円を超えているかどうかで判定する（消法10②、消基通 1-5-4(2)）。 おって、いずれの場合も共同相続の場合には、被相続人の基準期間における課税売上高は、その相続分に応じた割合を乗じた金額となる（消基通 1-5-5）。
29 問28の個人事業者Bが令和X年9月に死亡したため、個人事業者Bの相続人である個人事業者C（C自身の基準期間の課税売上高は1,000万円以下）は、Bが第一次相続によりAから相続した事業を更に相続（第二次相続）した。 この場合、Cの令和X年課税期間の消費税の納税義務の判定上、A及びBの基準期間の課税売上高を合計して判断するとした。	29 自己が事業者でない者又は免税事業者である相続人の場合、相続があった年の納税義務は、被相続人の基準期間における課税売上高により判定する（消法10①）。 なお、消費税法上、被相続人が相続により他の被相続人の事業を承継している場合における納税義務の判定についての特段の規定はないことから、数次に渡る相続があった場合には、それぞれの相続ごと

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																														
	に納税義務の判定を行うこととなる。 したがって、事例の場合、第二次相続によるCの納税義務については、被相続人Bの基準期間における課税売上高で判断することとなり、被相続人Bの基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることから、Cは令和X年課税期間の消費税の納税義務は免除される（消法10①、消基通1-5-4）。																														
【例】 (単位: 万円) <table><tr><th></th><th>X-2年</th><th>X-1年</th><th>X年</th></tr><tr><td>C</td><td>700</td><td>710</td><td>720</td></tr><tr><td>B</td><td>500</td><td>510</td><td>600</td></tr><tr><td>A</td><td>1,200</td><td>1,100</td><td>250</td></tr></table> 第二次相続 第一次相続 課税 免税 ⇒ <table><tr><th colspan="2">X年の納税義務の判定</th></tr><tr><td>相続人CのX-2年</td><td>: 700万円 ≤ 1,000万円</td></tr><tr><td>被相続人BのX-2年</td><td>: 500万円 ≤ 1,000万円</td></tr><tr><td colspan="2">⇒ 納税義務なし</td></tr><tr><td>相続人BのX-2年</td><td>: 500万円 ≤ 1,000万円</td></tr><tr><td>被相続人AのX-2年</td><td>: 1,200万円 > 1,000万円</td></tr><tr><td colspan="2">⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり</td></tr></table>			X-2年	X-1年	X年	C	700	710	720	B	500	510	600	A	1,200	1,100	250	X年の納税義務の判定		相続人CのX-2年	: 700万円 ≤ 1,000万円	被相続人BのX-2年	: 500万円 ≤ 1,000万円	⇒ 納税義務なし		相続人BのX-2年	: 500万円 ≤ 1,000万円	被相続人AのX-2年	: 1,200万円 > 1,000万円	⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり	
	X-2年	X-1年	X年																												
C	700	710	720																												
B	500	510	600																												
A	1,200	1,100	250																												
X年の納税義務の判定																															
相続人CのX-2年	: 700万円 ≤ 1,000万円																														
被相続人BのX-2年	: 500万円 ≤ 1,000万円																														
⇒ 納税義務なし																															
相続人BのX-2年	: 500万円 ≤ 1,000万円																														
被相続人AのX-2年	: 1,200万円 > 1,000万円																														
⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり																															
30 前々年（基準期間）の途中で新たに事業を開始した場合、その基準期間の課税売上高を年換算したところで納税義務の判定をした。	30 基準期間において事業を行っていた期間が1年に満たない場合であっても、法人とは異なり、課税売上高を1年に換算する必要はない(消基通1-4-9)。																														
31 個人事業者の納税義務を判定する場合において、基準期間における課税売上高に免税売上げを含めないで判定した。	31 基準期間の課税売上高は免税売上げを含めて判定する。 なお、免税売上げには消費税は含まれていないのでその対価を更に税抜きにはできない（消基通1-4-2）。																														
32 令和X3年課税期間に係る消費税等を更正・決定する場合、基準期間である令和X1年課税期間(年分)の所得税等又は消費税等の確定申告が必要であるとした。	32 調査等により基準期間（事例の場合は令和X1年課税期間）の課税売上高を認定できれば更正・決定できるのであって、必ずしも基準期間の所得税等又は消費税等の確定申告は要しない。																														
33 特定期間の判定上、課税売上高に代えて用いることのできる給与等支払額に未払の給与を含めて計算した。	33 特定期間の判定において、用いることができる給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の対象とされる給与、賞与等の合計額をいうため、未払の給与、賞与等は含まれず、また、給与等支払額は、所得税の課税対象とされる給与、賞与等をいう																														

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
34 3月1日に新規に開業した場合、特定期間の課税売上高は、3月1日から6月30日の課税売上高を4月で除し6倍した金額により納税義務を判定するとした。 35 個人事業者（相続人）が被相続人の事業を相続により承継した場合、相続人の特定期間の課税売上高は、相続人と被相続人の特定期間の課税売上高により判定するとした。★ 36 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、令和6年1月1日以降に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて申告が必要であると説明した。★ 【資産の譲渡等の時期】 37 現実に資産の譲渡等が行われていない場合でも、前受金、仮受金、預り金等として金銭を受領した場合は、その時点で消費税が課税されるとした。 【課税標準】 38 個人事業者が棚卸資産を通常より安い値段で他に販売した場合、時価を消費税の課税標準とした。 39 棚卸資産を家事のために消費したにもかかわらず、課税の対象としなかった。	ことから、退職手当や、所得税が非課税となる通勤手当や旅費等も含まれない（消基通1-5-23）。 34 個人事業者の特定期間はその年の前年の1月1日から6月30日までと規定されているため、事例の場合は、3月1日から6月30日の課税売上高により納税義務を判定する（消法9の2④一）。 35 相続人の特定期間における課税売上高による納税義務の判定は、相続人の特定期間における課税売上高のみにより行う（消法9の2④一）。 36 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から課税事業者となるため、同日以降に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて申告が必要となる（平28改消法附則44④）。 37 所法67（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける場合を除き、前受金、前払金、未収金、未払金等として入出金があっても、その時点で資産の譲渡等及び課税仕入れ等があったことにならず、現実に資産の引渡しやサービスの提供があった時点が資産の譲渡等及び課税仕入れ等の時期となる（消法18、消基通9-1-27、11-3-1）。 38 個人事業者の場合、通常より安値で他に販売した場合であっても、原則、その譲渡した対価の額が課税標準となる（消法28①、消基通10-1-1）。 39 棚卸資産等を家事のために消費し、又は使用した場合には、その家事消費等の時におけるその資産の価額を課税標準として課税される。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
40 機械の販売に当たって中古機械を下取りした場合において、販売代金から下取り価額を差し引いて課税標準額を計算した。 41 他の者から販売の委託を受けて資産の譲渡等を行った場合の消費税の課税標準を販売した売上金額の全額とした。 42 課税売上げに係る返品、値引きがあった場合に、当初の売上額から返品額や値引額を差し引いた金額を売上げに計上し、課税標準額を計算した。	ただし、棚卸資産の家事消費等の場合、事業者の計上した金額が、課税仕入れの金額以上で、かつ、通常の売値のおおむね50%以上に相当する場合は、これを認める（棚卸資産以外の資産の場合は原則どおり時価により計上する。）（消法4⑤一、28③、消基通10-1-18）。 40 課税資産の譲渡等の際して資産の下取りを行った場合であっても、その課税資産の譲渡等の金額は、その下取り前の金額である。 なお、下取りした中古機械については、課税仕入れに該当し、仕入税額控除の規定を適用することとなる（消基通5-1-7(3)、10-1-17）。 41 受託者の販売行為が委託者に対する役務の提供に該当するため、その報酬（販売手数料）が課税の対象になる。 なお、事例のように課税資産の譲渡等のみを行う受託者については、販売した受託商品の売上金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れの金額とすることもできる（消基通10-1-12(2)なお書）。 ただし、軽減税率実施後は、受託者が行う役務提供は標準税率の対象となることから、委託販売に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合には、上記なお書による取扱いの適用はない（軽減通達16）。 42 課税資産の譲渡等につき返品、値引きなどがあつた場合には、課税標準額は返品額や値引額を差し引かず計算し、返品、値引きなどに係る消費税額は、課税標準額に係る消費税額から、別枠で税額控除する（消法38①）。 ただし、返品、値引きなどがあつた場合に、売上高から控除する会計処理を継続して行っているときは、控除後の売上高を用いて課税標準額を計算することも認められる（消基通10-1-15、14-1-8）。 なお、返品、値引きなどに対する税額調整は、そ

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
43 免税事業者であったときの課税売上げについて、課税事業者になってから返品や値引きが生じたが、これらに係る消費税額を課税標準額に係る税額から控除した。	43 免税期間中に行われた売上げには課されるべき消費税等が含まれていないから、課税事業者になってから返品や値引きが発生しても、税額控除することはできない（消基通14－1－6）。 なお、課税仕入れについても同様の取扱いとなる（消基通12－1－8）。 事例とは反対に、課税事業者が免税事業者となった後において課税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還を行った場合にその返還等の金額に係る消費税額について税額控除の規定は適用されない（消基通14－1－7）。
【仕入税額控除】 44 免税事業者から商品を仕入れた場合には、消費税の納税義務者でないから、課税仕入れに該当しないとした。	44 課税仕入れの相手方には、課税事業者のほか免税事業者や消費者も含まれる（消基通11－1－3）。
45 免税事業者から課税事業者となる場合や課税事業者から免税事業者となる場合、そのいずれにおいても棚卸資産に係る調整を行わなかった。	45 免税事業者から課税事業者になった場合、課税事業者となった課税期間の初日の前日において有する棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において行った課税仕入れ又は課税貨物の保税地域からの引取りについては、その資産に係る課税仕入れ等の税額をその課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入れに係る消費税額の調整を行うこととされている（消法36①）。 ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、事業者が棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しないこととされている（消法36②）。 また、課税事業者が免税事業者となった場合は、新たに免税事業者となった日の前日において有する資産のうち、その前日の属する課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る棚卸資産に

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
46 個人事業者が2階建の店舗兼住宅を取得し、1階を店舗、2階を居住用として使用する場合、その支払対価の全額が課税仕入れに該当するとした。 47 個人事業者が、土地を売却する際に不動産業者に支払った仲介手数料は、土地の売上高が非課税であることから、非課税売上げに対応する課税仕入れであるとしていかなる場合も仕入税額控除ができないとした。 48 個別対応方式と一括比例配分方式は、毎年有利な方を自由に選択できるとした。 49 仕入税額控除の計算に当たり、一括比例配分方式を選択して確定申告をした後で、計算方法を個別対応方式に変更する更正の請求ができるとした。	該当するものについては、その資産に係る課税仕入れ等の税額は、その課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額には含まないこととされている（消法36⑤）。 46 家事共用資産を取得した場合は、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しない。 この場合には、支払対価の額をその資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準によりあん分して計算する（消基通11-1-4）。 47 課税売上割合が95%以上の場合には、非課税売上げに対応する課税仕入れも含めて、その全額について仕入税額控除の対象とすることができる。 課税売上割合が95%未満の場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することはできず、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算することとなる（消法30①、②）。 （注）平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、課税売上割合が95%以上であっても、当該課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算することとなる（消法30②）。 48 一括比例配分方式を適用した事業者は、2年間以上継続して適用しなければならない（消法30⑤）。 この場合において、一括比例配分方式を適用した翌課税期間の課税売上割合が95%以上になったことにより、課税仕入れの税額が全額控除された場合も、一括比例配分方式を継続適用したこととなる（消基通11-2-21）。 49 国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は計算誤りがあったことには該当しないため、更正の請求はできない（通法23①）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
50 一部、固定的給与部分がある外交員に支払う報酬を全額課税仕入れに該当するとした。	50 外交員に対する報酬のうち、所法28①《給与所得》に規定する給与所得に該当する部分については、課税仕入れに該当しない（消基通11-2-3）。
51 遠距離通勤の従業員に対し、1か月当たり15万円を超える通勤費を支給した場合、その超過額については所得税法上の給与として取り扱うため、消費税についても同様に15万円部分のみが課税仕入れの対象になるとした。 なお、通勤費として支給した金額はその全額が通勤のために通常必要なものである。	51 事業者が使用人等に支給する通勤手当のうち、通勤のために通常必要とする範囲内のものは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れに該当する（消基通11-6-5）。
52 令和2年11月に住宅の貸付けの用に供するためのアパート（居住用賃貸建物）を購入した場合、令和2年課税期間において課税売上げがある場合には、居住用賃貸建物に係る消費税の還付を受けることができるとした。	52 令和2年10月1日以後、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならない（消法30⑩、令2改消法附則1イ）。 なお、上記「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた居住用賃貸建物について、①第三年度の課税期間（注1）の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間（注2）に課税賃貸用（注3）に供した場合、②その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合には、仕入税額控除を調整することとなる（消法35条の2①②、令2改消法附則1イ）。 おって、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されない。 （注）1 居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいう。 2 居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいう。 3 非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいう。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【簡易課税制度】	
53 当課税期間において課税資産の譲渡等に係る売掛金について貸倒れが発生したが、簡易課税制度を適用している場合は貸倒れに係る消費税額は控除できないとした。	53 売掛金の貸倒れに係る消費税額の控除は、仕入れに係る消費税額の控除とは別のものであり、簡易課税制度を適用していても、貸倒れに係る消費税額を控除できる（消法39①、消基通13－1－6）。
54 小売店が販売するものは、販売先が事業者であっても、その売上げは第二種事業に該当するとした。	54 第一種事業の卸売業とは、他の者から購入した商品を、その性質や形状を変更しないで「他の事業者」に販売する事業をいうのであるから、販売先が事業者であれば、小売店が販売するものであっても卸売業となり、第一種事業に該当する（消令57⑥）。
55 塗装工事業は、他人の所有物を塗装し加工賃等を対価とするものであるから、第四種事業に該当するとした。	55 塗装工事業は、日本標準産業分類によると「建設業」に該当し、塗料等の資材を自ら調達する限り、第三種事業に該当する。 ただし、他人が調達した塗料を塗装するだけの場合は「加工賃その他これに類する料金を対価とする」ものに該当することから、第三種事業からは除かれ、第四種事業に該当する（消令57⑤三、消基通13－2－4）。
56 卸売業を営んでいる者が事業に使用していた固定資産を譲渡した場合、この事業用固定資産の譲渡も、第一種事業に該当するとした。★	56 事業者が自己において使用していた固定資産等の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当する（消基通13－2－9）。
57 「農業、漁業、林業」のうち、「飲食料品の譲渡」に係る事業区分を令和元年10月1日以後についても第三種事業に該当するとした。	57 消費税の軽減税率制度が実施された令和元年10月1日以後、「農業、漁業、林業」のうち、「飲食料品の譲渡」に係る事業区分が第三種から第二種に変更されている（平28改消令附則11の2①）。
58 駐車場貸付業は第五種事業に該当するとして、令和X年課税期間分の仕入れに係る控除消費税額を計算した。★	58 平成27年4月1日以後に開始する課税期間については、不動産業は第六種事業（みなし仕入率40％）として仕入れに係る控除税額を計算する（消令57⑤五）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い

59 簡易課税制度（第五種事業）を適用している歯科医師が、患者から取り外した金冠の売却代金を申告していなかったため、金冠の売却代金を第一種事業として修正申告書を提出させた。

【申告等】

60 期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、全ての課税期間において、その課税期間終了後2月以内とした。

61 被相続人の確定申告書（正確）の提出先を相続人の納税地の税務署とした。

正しい取扱い

事業の種類		みなし仕入れ率 【改正前】	みなし仕入れ率 【改正後※】
卸売業		90% (第一種)	90% (第一種)
小売業		80% (第二種)	80% (第二種)
製造業		70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業	運輸通信業、サービス業 (飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

※ 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

59 第五種事業に該当する医療を営む事業者が診療の過程で生じた不要物の譲渡を行う事業は、「他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで」販売する事業には該当しないことから、第一種事業（卸売業）には該当せず、第四種事業に該当することとなる（消令57⑤六）。

なお、2以上の事業を営む事業者が、課税資産の譲渡等について事業ごとの区分をしていない場合には、その者が営む事業のうち最も低いみなし仕入れ率を適用することとなるので、金冠の売却代金が他の収入と区分されていない場合には、金冠の売却代金の事業区分は第五種事業に該当することとなる（消法37①一、消令57④四、消基通13－3－1）。

60 期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、次のとおりである（消法19、45①、措法86の4①）。

区分		確定申告の期限	
原則		翌年の3月31日	
課税期間特例	3月特例	1～3月分	各期間の末日の翌日から2月以内
		4～6月分	
		7～9月分	
		10～12月分	翌年の3月31日
課税期間特例	1月特例	1月分から11月分	各期間の末日の翌日から2月以内
		12月分	翌年の3月31日

61 課税事業者である個人事業者が課税期間の途中で死亡した場合、その相続人は、その相続のあったこ

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
62 税込経理方式を適用している事業者が、令和X年課税期間の修正申告に伴い納付すべきこととなった消費税について、令和X年分の事業所得の必要経費に算入する旨の更正の請求をさせた。 63 令和X年課税期間の還付申告書（中間還付を除く。）について、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」の添付は義務ではないとした。 【届出等】 64 簡易課税制度を適用している事業者が、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった後、再び課税事業者になったときに、仕入れに係る消費税額の計算を簡易課税によらず、一般課税により行った。 65 相続により、課税事業者を選択していた被相続人の事業を承継した場合において、「消費税課税事業者選択届出書」の効力も相続人に承継されるとした。	とを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、被相続人の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出しなければならない、その場合の納税地は、被相続人の納税地の税務署に提出することとなる（消法21③、45②③、59）。 62 修正申告により納付すべきこととなる消費税額は、その申告書を提出した年分の必要経費となる（平元. 3. 29付直所3－8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」7参照）。 63 還付申告書（中間還付を除く。）については、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」の添付義務がある（消規22③）。 64 簡易課税制度を適用している事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において、基準期間の課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されることとなる（消基通13－1－3）。 （注）「事業廃止届出書」が提出された場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」又は「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとして取り扱われる（消基通1－4－15）。 65 被相続人が提出していた「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、事業を承継した相続人には及ばない（消基通1－4－12）ため、相続人が課税事業

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
66 課税事業者を選択していた被相続人Bの事業を、相続により承継したA（既事業者、免税事業者）が、課税事業者を選択する場合、相続のあった日の属する課税期間の翌課税期間からしか選択できないとした。	者を選択する場合は、新たに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。 なお、「消費税課税期間特例選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」についても同様である（消基通3-3-2、13-1-3の2、15-1-1の4）。 66 既事業者（免税事業者）が課税事業者を選択する場合、その適用を受けようとする課税期間が開始する前までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、その適用を既に受けていた被相続人の事業を承継した場合に、相続人が相続のあった日の属する課税期間中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出したときは、相続のあった日の属する課税期間から適用を受けることができる（消法9④、消令20二、消基通1-4-12(2)）。
67 事業専従者が事業を相続した場合、被相続人の基準期間の課税売上高が5,000万円を超えていることから、簡易課税制度は選択できないとした。★	67 相続があった場合の納税義務免除の特例（消法10、問28参照）は、納税義務の有無を判断する場合の規定であり、被相続人の基準期間の課税売上高は簡易課税制度の5,000万円基準（消法37①）の判定に影響しない（消法10、37）。
68 従来から貸地業を行っていた者が、ある年から新たに貸ビル業も行うこととなったので、課税事業者を選択する旨の届出書をその年に提出したが、その年は事業を開始した日の属する課税期間ではないので、翌課税期間から課税事業者となとした。★	68 事業者が、課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、その課税期間から届出の効力が生じる（消法9④、消令20一）。 なお、従来から非課税資産の譲渡等に係る事業を行っていたとしても、新たに課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日が「事業を開始した日」となるため、当該課税期間から課税事業者を選択することができる。
69 期間特例（3月）の適用を2年以上受けていた事業者が、令和X年1月21日に不適用届出書を提出した場合、令和X年1月1日から原則的な課税期間に戻るとした。	69 期間特例の適用を受けていた事業者が、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出した場合は、その提出した日の属する課税期間（短縮された課税期間）の末日の翌日から課税期間特例選択が不適用となる

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
70 課税事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、その後、同一課税期間中に高額特定資産を取得したにもかかわらず、翌課税期間から簡易課税制度が適用できるとした。★ 71 免税事業者である個人事業者が、令和7年1月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合、登録申請書と併せて課税事業者選択届出書の提出が必要であると説明した。★ 72 国土交通省にタクシー業の許可申請を行い、許可を取得次第、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）としてタクシー業を開業予定である個人事業者について、開業前に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することはできないとした。	ため、事例の場合は、令和X年4月1日から原則的な課税期間に戻ることであり、令和X年4月1日から12月31日までが一の課税期間となる（消法19③④⑤）。 なお、「課税期間特例選択届出書」を提出した場合は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日以後に短縮の効力が生ずることとなるため、課税期間の初日からその効力が生じた日の前日までの期間が一の課税期間とみなされる（消法19②）。 70 平成28年4月1日以後、事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産を取得した場合には、その取得の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は簡易課税制度選択届出書を提出することができない（消法12の4①、37③）。 なお、高額特定資産の取得の日の属する課税期間の初日から取得の日までの間に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その届出書の提出はなかったものとみなされる（消法37④）。 71 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録をし、課税事業者になる場合には、課税事業者選択届出書の提出は不要である（平28改消法附則44④、平30.6.6付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）」5-1）。 72 国内において課税資産の譲渡等を行い又は行おうとする事業者であって、第57条の4第1項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができるとされている（消法57の2①）。 また、事業を遂行するために必要な準備行為を行った日の属する課税期間において、当該準備行為

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【輸出物品販売場】 73 金地金は免税対象になるとした。 74 税抜価格が4,800円の化粧品（消耗品）が免税販売できるとした。 75 税抜価格が4,800円の時計（一般物品）が免税販売できるとした。 76 税抜価格が51万円の「必要最小限の乾電池が付属された電化製品」は消耗品に該当するため、免税販売できないとした。	を行う個人は事業者に該当する（消令20一、平成27年6月11日裁決、平成29年6月16日裁決） したがって、現実に入収入を得ることとなる日（いわゆる開業日）前であっても、当該準備行為を行っているのであれば、事業者として「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することは可能である。 73 免税販売の対象となる物品から「金又は白金の地金」は除かれている（消法8①、消令18②一）。 74 消耗品を販売している場合に免税対象となるのは、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売額の合計が税抜価格で5千円以上50万円までのものに限られる。 よって、税抜価格4,800円の消耗品のみを販売する場合は、免税の対象とならない（消法8①、消令18④二）。 75 一般物品を販売している場合においては、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売額の合計が税抜価格で5千円以上のものに限られる。 よって、税抜価格4,800円の一般物品の販売は免税の対象とならない。 なお、消耗品の場合と異なり、一般物品については上限金額の設定がないことに留意する（消法8①、消令18④二）。 76 一般物品と消耗品が一の資産を構成している場合は、消耗品として免税手続を行うこととなるが、ここでの「一般物品と消耗品が一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合をいう。 一方で、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品が一の資産を構成している場

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
77 スーツ本体が10万円、裾直し8千円の取引を行った場合において、裾直し部分も含めて免税対象になるとした。 78 事業用又は販売用として購入することが明らかな物品であっても、他の要件を満たしていれば免税対象になるとした。 79 輸出物品販売場において、本邦に入国後1年以上経過している外国人に対して免税販売を行った。	合」には該当せず、一般物品に該当することとなる（消法8①、消令18④、消基達8-1-3）。 77 免税販売の対象となるのは物品の譲渡に限られるため、役務の提供に該当する取引は免税の対象とならない（消法8①）。 78 免税販売の対象となる物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品とされている。 よって、事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品を免税販売することはできない（消法8①、消令18②二）。 なお、事業用又は販売用として購入することが明らかなものに当たるかどうかについては、販売回数、販売数量、販売金額、支払方法等を総合勘案して判断することとなる（広島高裁平25.10.17判決）。 79 輸出物品販売場において免税購入が可能な者（免税購入対象者）は、外為法6①六に規定する非居住者のうち一定の者に限られている。 また、外国人については、本邦に入国後、6月以上経過するに至った者については、居住者として取り扱われるところ（「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号））、事例の場合、入国後1年以上経過しており、そもそも外為法上の非居住者に該当しないことから、当該外国人は免税購入をすることができない。 なお、令和5年3月31日以前は、外為法上の非居住者であれば免税購入が可能とされていたが、免税購入対象者の範囲及びその確認方法を明確化する観点から税制改正が行われ、令和5年4月1日以後、免税購入対象者は、外為法上の非居住者のうち、短期滞在、外交、公用など一定の在留資格又は上陸許可の者（注）とされたほか、原則として、旅券のみを確認することにより免税購入対象者の判定が可能となった。 （注）上記は外国人の場合であり、日本人の場合、外為法上の非居住者のうち、国内以外の地域に2年以上住所又は居所を有する者であることが

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	在留証明等により確認された者が免税購入対象者となる。